

山口県報

平成20年
12月12日
(金曜日)

目次

規則	一
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課)	一
告示	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課)	四
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	五
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	五
公告	六
契約の締結(税務課)	六
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	六
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	六
宇部港湾計画の変更の概要(港湾課)	七
公安委規程	七
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	七
公安委告示	七
警備員等の検定の実施	八

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八十四号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年山口県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(清算人の就職の届出)

第十条の二 法第三十一条の八の規定による届出をしようとする清算人は、特定非営利活動法人清算人就職届(別記第七号様式の二)に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

第十三条及び第十四条を削る。

第十二条の二第一項中「別記第九号様式の一」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「別記第九号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(清算の結了の届出)

第十二条 法第三十二条の三の規定による届出をしようとする清算人は、特定非営利活動法人清算結了届(別記第九号様式)に清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。
別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

第7号様式の2 (第10条の2関係)

特定非営利活動法人清算人就職届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者

住 所

氏 名

(印) 局 番)

(電話

下記のとおり特定非営利活動法人 の清算中に清算人に就職したの
で、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
記

区 分	氏 名	住 所	就 職 年 月 日
新清算人			年 月 日
旧清算人			

添付書類

清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第十号様式及び別記第十一号様式を添える。

別記第九号様式の「中」「(第12条の2関係)」「を」「(第14条関係)」「に改め、同様式

を別記第十一号様式とする。

別記第九号様式の「(第12条関係)」「を」「(第13条関係)」「に改め、同様式を別記第

十号様式とする。

別記第八号様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式(第12条関係)

特定非営利活動法人清算結了届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所 氏名

(電話)

回 線)

特定非営利活動法人

の清算が結了したので、特定非営利活動促進

法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第五百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
い	ま	ま	ま
く	い	ま	ま
ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま

山口県告示第五百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

氏 名	施 施 術 者 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鈴 尾 将 弘	鈴 尾 整 骨 院	宇 部 市 南 浜 町 一 丁 目 六 番 四 三 号	平 成 二 〇 一 〇 年 七 月

山口県告示第五百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十二月十二日

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
ウエルピイ山 口株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルピイ介護セ ンター山口西 京	訪問介 護	平成二〇、 九、三〇

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名 称 所 在 地	廃止年月日
ウエルピイ山 口株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエル ピイ介護セン ター山口西京	平成二〇、 九、三〇

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
ウエルピイ山 口株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルピイ介護セ ンター山口西 京	介護予 防訪問 介護	平成二〇、 九、三〇

山口県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	指定年月日
サンキ・ウエ ルピイ株式会 社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルピイ介護セ ンター山口	訪問介 護	平成二〇、 一〇、一

はーとけあ株 式会社	山陽小野田市 大字山川二二 八七	はーとけあ訪 問介護サビー ス	山陽小野田市 大字山川二二 八七	"	"	七、
田村 勝司	光市室積大町 二二番二〇号	田村医院	光市室積大町 二二番二〇号	居宅療 養管理 指導	"	"
WEPOCH 株式会社	周南市城ヶ丘 三丁目一番三 号	デイサービス こもれびの家	周南市城ヶ丘 四丁目八番一 号	通所介 護	"	"
YOU介護 サービス株式 会社	山陽小野田市 千代町二丁目 九番一〇号	陽だまりのい えデイサビー スセンター	山陽小野田市 大字西高泊七 六三の五	"	"	一、
有会社アク トホーム	山口市鑄銭司 五七〇の一	Vivi グーループホ ムなのはな	山口市鑄銭司 五七〇の一	福祉用 具貸与	平成一九、 五、	"
有会社にこ にこ苑	岩国市玖珂町 〇八四の一	岩国市玖珂三 〇二〇の三	岩国市玖珂三 〇二〇の三	認知症 対応型 共同生活 介護	平成一八、 三、	"

山口県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名 称 所 在 地	指定年月日
サンキ・ウエル ピイ株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエル ピイ介護セン ター山口	平成二〇、 一〇、一
有限会社ゆう温 泉	岩国市由宇町七 七七	ゆう湯居宅介護 支援事業所	岩国市由宇町七 七七

山口県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者 名称	所在地	指定年月日
有限会社アクトホーム	山口市鑄銭司五 七二〇の一	Vivi	山口市鑄銭司五 七二〇の一	平成一九、 五、 一

山口県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一 号	サンキ・ウエルビー介護センター山口	山口市吉敷四 五六一の三	介護予防 訪問介護	平成二〇、 一〇、 一
はくとけあ株式会社	山陽小野田市大字山川二二 八七	はくとけあ訪問介護サービス	山陽小野田市 大字山川二二 八七	"	"
WEPOCHT株式会社	周南市城ヶ丘三丁目一番三 号	デイサービスこもれびの家	周南市城ヶ丘 四丁目八番一 号	介護予防 通所介護	"
YOUSU介護サービス株式会社	山陽小野田市千代町二丁目九番一 号	陽だまりのいえデイサービスセンター	山陽小野田市 大字西高泊七 六三の五	"	一、 一、 "

有限会社アクトホーム 山口市鑄銭司五七二〇の一 Vivi 山口市鑄銭司五七二〇の一 介護予防福祉用具貸与 平成一九、五、"

有限会社にこにこ苑 岩国市玖珂町一〇八四の一 ムなのはなグループホーム 岩国市玖珂町一〇二〇の三 介護予防認知症対応型共同生活介護 平成一八、四、"

山口県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	所在地	指定年月日
有限会社アクトホーム	山口市鑄銭司五 七二〇の一	Vivi	山口市鑄銭司五 七二〇の一	平成一九、 五、 一

山口県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
山口市二島土地改良区	平成二〇、一二、二

山口県告示第五百八十八号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

一の表柳井市の項を次のように改める。

柳井市	柳井市役所	柳井市南町一丁目一〇番二号	平成二二、一〇〇〇
	柳井市役所大畠出張所	大畠一五	平成二二、二七二



(四六八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
平成二十年度税制改正(地方法人特別税の創設)に伴う税務電算システム改修業務一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年十月十七日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立信報システムズ 東京都品川区大崎二丁目一番一号
- 六 契約金額
五千九百八十五万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(四六九) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の内容
市町名 阿東町 水戸地区 水戸地区
施行地区 水戸地区
事業の種類 農道の舗装
 - 二 縦覧の期間
平成二十年十二月十五日から平成二十一年一月五日まで
 - 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課
- (四七〇) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めた
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
に供します。
- 平成二十年十二月十二日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 縦覧に供する書類
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十年十二月十五日から平成二十一年一月五日まで
 - 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四七一) 宇部港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、宇部港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十年十二月十二日

宇部港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 港湾計画の変更の概要

平成十四年六月七日山口県公告(三三一九)によりその概要を公告した宇部港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(一) 係留施設計画

イ 岸壁

工業運河地区	変更前		水 (メートル)深	又バ は1 延ス 長数	用 途
	変更後	専用			
	〃	〃	六・〇	一 パ ー ス	一 般 船 用
	〃	〃	六・〇	二 パ ー ス	二 般 船 用
	〃	〃	四・五	一 パ ー ス	一 般 船 用

ロ 係船くいの削除

工業運河地区	公共用又は 専用の別		水 (メートル)深	パ ー ス 数	用 途
	専用	公共用			
	〃	〃	四・〇	一	一 般 船 用

(二) 土地造成計画

計画の追加

地区名	面 (ヘクタール)積

工業運河地区

(三) 土地利用計画

工業運河地区	変更前		変更後	
	面 (ヘクタール)積	用 途	面 (ヘクタール)積	用 途
	二二五	工業用地	二二六	工業用地
	二	交通機能用地	二	交通機能用地

二 港湾計画の縦覧の場所

山口県土木建築部港湾課



山口県公安委員会規程第九号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中八十三の表を八十五の表とし、十の表から八十二の表までを二表ずつ繰り下げ、九の表の次に次の二表を加える。

10 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)

根拠条項	事務の内 容
第8条第1項	裁定のための報告の徴収等
第8条第2項	裁定のための公務所等からの報告の徴収

二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則 (平成20年国家公安委員会規則第20号)

根拠条項	事務の内 容
第2条第2項	申請書の添付書類の旨略の決定
第3条第2項	オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書の交付

附 則

この規程は、平成二十年十二月十八日から施行する。

山口県公安委員会告示第五十八号

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十年十二月十二日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 三十名
 - 二 検定の日時及び場所
日 時 場 所
平成二一、三、一四 午前九時から午後五 山口市仁保下郷一四五九番地
時まで 山口県警察学校
 - 三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの (以下「県外在住警備員」といふ。) であること。
 - 四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十一年二月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地 (その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。) 二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地 (その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話〇八三一九三三〇一〇一内線三〇一八) にすること。